

平成30年8月から

介護予防・生活支援サービス事業の 利用者負担割合（額）が変わります

介護保険制度改正により、介護サービスの利用者負担割合が2割の方のうち、特に所得の高い方の利用者負担割合が3割になることとなります。
(別紙参照)

それに伴い、高槻市の介護予防・生活支援サービス事業（要支援1・2の方または事業対象者の方の、ホームヘルプサービス及びデイサービス）においても、同様の取り扱いとなります。ご自身の利用者負担割合に応じて、下記のように変わりますのでご確認ください。ご不明な点等がございましたら、利用中のサービス事業所や担当のケアマネジャー、地域包括支援センター、長寿介護課までお問い合わせください。

サービス種類		利用者負担割合（額）		
		変更前	変更後	
介護予防・生活支援サービス事業	（訪問型サービス） ホームヘルプサービス	介護予防訪問サービス	1割または2割	1割、2割または3割
		生活援助訪問サービス	200円/回	200円/回（1割負担の方） 300円/回（2割負担の方） 450円/回（3割負担の方）
	（通所型サービス） デイサービス	介護予防通所サービス	1割または2割	1割、2割または3割
		短時間通所サービス	1割または2割	1割、2割または3割

※共生型訪問サービス及び共生型通所サービスは、それぞれ介護予防訪問サービス、介護予防通所サービスに準ずるものとします。

高槻市長寿介護課 〒569-0067 高槻市桃園町2番1号
TEL 072-674-7181 FAX 072-674-7183